

地域連携ニュース

～在宅支援への取り組み～

発行日 平成30年4月1日
発行 医療法人社団 英世会
発行者 英世会研修広報室
東京都日野市万願寺 1-19-7
TEL 042-587-8808

第3回 医療法人社団 英世会セミナーを開催いたしました。



平成30年2月14日(水)日野市民の森ふれあいホールにおいて第3回医療法人社団英世会セミナーを開催いたしました。

今回は「地域包括ケアシステムにおける老健の役割」をテーマとし、往復型(リピート)利用による在宅支援からお看取りまでを各施設職員より事例と共に紹介させて頂きました。

右横QRコードからセミナーの詳細をご覧ください。→



平成30年介護報酬改定について

平成30年4月からの老健施設における介護報酬改定のポイントは、ご利用者の在宅復帰に組み、介護度の重い方をお受けし、きめ細かなリハビリを提供している老健施設がより高く評価される報酬体系に変わった点です。

老健施設の報酬体系は、基本報酬と各種加算から構成されています。4月の改定後は、老健の入所サービスの基本報酬は3月までの在宅強化型・加算型・従来型から更に2つ増え、超強化型・在宅強化型・加算型・基本型・

その他型の5段階となります。

この5段階のどこに該当するかを決める評価項目は10項目となり、それぞれの項目の合計点により基本報酬体系が決定します。

主な評価項目は在宅復帰率、ベッド回転率、入退所時訪問指導の割合、セラピストや相談員の配置割合、要介護4以上の割合、喀痰吸引と経管栄養の割合などに応じて、総合的にポイント化されます。入所サービスの加算では、排泄支援加算、褥瘡マネジメント加算、低栄養リスク改善加算等が

新設されました。

通所リハビリテーション(デイケア)の基本報酬は、4時間以上の利用の場合は、基本報酬が1時間単位に細分化(改定前は2時間単位)され、通所リハビリテーションマネジメント加算は、4体系となります。4月からは介護予防のご利用者にもリハビリマネジメント加算を算定できるようになりました。

